

令和6年第1回  
霧島市議会定例会  
追加議案

霧島市

令和6年第1回霧島市議会定例会追加議案目録

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                   | 頁 |
|----------|--|---|
| 議案<br>53 | 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部<br>改正について | 1 |
| 議案<br>54 | 霧島市副市長の選任について                            | 3 |

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、令和6年度より本市会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。

霧島市副市長の選任について

下記の者を霧島市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年3月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

氏 名 しんまち たかし  
新町 貴

(提案理由)

新町貴氏を本市の副市長に選任しようとするものである。